

第 11 次交通安全基本計画の決定について

〔 令和 3 年 3 月 29 日
中央交通安全対策会議
決 定 〕

交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)第 22 条の規定に基づき、
第 11 次交通安全基本計画を別紙のとおり決定する。